

## 第6回 三重県子ども・子育て会議

日時：平成27年2月3日(火) 14:00～17:00

場所：三重県合同ビル G301 会議室

出席委員：岡本陽子委員、田口鉄久委員、駒田幹彦委員、上島和久委員、  
宇佐美直樹委員、青山弘忠委員、藤内隆志委員、曾我基子委員、  
小田悦子委員、沼口義昭委員、鍵山雅夫委員、宮本佳宿委員、  
金森美智子委員、中村和仁委員、田部眞樹子委員、高山功平委員、  
乙部八潮委員

### 1 開会

### 2 報告事項

- (1) 第5回子ども・子育て会議について
- (2) パブリックコメントの結果について

### 3 審議事項

最終案(案)の検討について

### 4 その他

- (1) 認定こども園認可等部会について
- (2) 次年度開催予定について

## 1 開会

### ・会議の成立の確認

出席者17名、欠席者2名、三重県子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により成立。

### ・会議の公開、非公開について

公開

## 2 報告事項

(1) 第5回子ども・子育て会議について(資料1)

(2) パブリックコメントの結果について(資料2)

○質疑応答等

(委員)

・障がい児施策の充実等の「発達支援・療育の充実」(資料3・32、34ページ)から、「療育」という記載を削除している。内容が後退したイメージを受けるが、どのような意図で削除したのか。

(事務局)

・計画では、「発達支援」という概念のなかに「療育」を含めて整理している。

(委員)

・障がい児施策の充実等の「発達支援・療育の充実」(資料3・34ページ)に、「市町に対して保健、福祉、教育の機能が連携した総合窓口の設置又は機能の整備を働きかける」とあるが、市町にそうした総合支援の窓口の設置を求めるのであれば、県もそれに見合う部署の設置が必要ではないか。

・例えば認定こども園や幼稚園の所管が分かりづらいつと感じる。他の項目も含めて県という大きな枠組みの中でしっかりと整理していただきたい。

(事務局)

・認定こども園については、これまでも子ども・家庭局で所管しており、私立幼稚園については、平成26年度から子ども・家庭局の所管として整理した。

・教育のあり方等については、教育委員会の関与が必要とされており、適宜、意見をいただくこととしている。今後も教育委員会としっかり連携していく。

## 3 審議事項

最終案(案)の検討について(資料3、4、5、6)

○質疑応答

(委員)

・「県計画で定める数」はどのような基準で定めているのか。

・幼稚園からの移行であれば、2号・3号認定の定員枠を新たに設定する必要があり、保育所からの移行であれば1号認定の定員枠を新たに設定する必要がある。認可、認定に際しては需給バランスを考える必要があり、そうしたことに対応するため設定すると理解してよいのか。

(事務局)

・「県計画で定める数」を設定する趣旨については委員のご発言のとおりである。

・「県計画で定める数」は、認定こども園の目標設置数(資料3・別紙2)に記載のあ

る施設のうち、市町計画の確保方策に盛り込まれている施設について、認定こども園への移行が可能となるよう設定するものである。市町計画に盛り込まれていない施設が認定こども園への移行の意向を示した際には、柔軟に対応していくものである。

（委員）

・幼稚園・保育所の認定こども園への移行については、新制度（認定こども園）の見通しがはっきりしないなかで意思表示がなされたものだと思う。別紙2についてはそうした状況をふまえて考える必要がある。

・別紙2には市町計画に盛り込まれていない類型未定、時期未定の施設がある。今後、認定こども園の実践事例をふまえて認定こども園への移行を考える幼稚園・保育所も出てくると思われる。そうした場合には、今回設定する「県計画で定める数」を変更していくのか。

（事務局）

・「県計画で定める数」は、市町計画に盛り込まれている施設、すなわち認定こども園への移行の意思が把握できているものについて設定している。

・繰り返しになるが、類型未定、時期未定の施設については、「県計画で定める数」に盛り込んでおらず、移行への意向等が明らかになった際に、柔軟に対応していきたいと考えている。

（委員）

・保育所が幼保連携型認定こども園等に移行する場合には、1号認定の定員枠を新たに設定する必要がある。

・現状では、1号認定の供給がかなり過剰になっており、そうした中で本当に移行を認めていってもよいのかという問題も生じてくると思う。

（事務局）

・他県の状況等をみても、「県計画で定める数」の設定には苦慮している。「県計画で定める数」を設定しない都道府県もあると聞く。

・そうした中で、三重県としては、市町計画をベースとして認定こども園への移行がはっきりしているものについては「県計画で定める数」に盛り込んでいこうという方針である。当然、それに縛られるのではなく、認可、認定が判断を要する行為であることから、状況に応じて判断していく必要があると考えている。

・「県計画で定める数」を変更するのか、個別に判断していくのか、いずれにしても必要なサービスを必要な方に届けられるよう、他県の状況等もふまえて対応していきたい。

（委員）

・例えば、資料3・別紙1を見ると、伊勢志摩・度会郡では、需要の2倍を超える供給が確保されている。「県計画で定める数」は、市町計画の需給ギャップをふまえて設定するものだと理解しているが、供給がかなり過剰であるなか、さらに1号認定の定員枠

を増やしていくことに矛盾を感じる。

(事務局)

・委員ご指摘のとおり、「県計画で定める数」は、市町計画における需給ギャップをふまえて設定するものである。需給ギャップの前提となる市町計画における教育・保育の量の見込み、確保方策は、市町子ども・子育て会議の議論を経て設定されるものであることから、県としては、それを重く受けとめるものである。

・例えば松阪・多気郡の多気町、大台町、伊勢志摩・度会郡の玉城町には幼稚園がない。区域全体で見れば確かに供給過剰となっているが、住民の教育ニーズを自らの自治体で受け止めていきたいという市町の考えにも配慮する必要がある。

(委員)

・別紙2に記載されており、市町計画にも盛り込まれている施設のうち、「県計画で定める数」に盛り込まれていない施設があるが、どういうことか。

(事務局)

・「県計画で定める数」を設定する必要があるのは、認定こども園への移行に際して認可、認定を要する施設についてである。幼保連携型認定こども園のうち、公立施設については認可ではなく届出となっており、国に確認したところ、「県計画で定める数」の設定は不要との見解を得ている。

○計画の充実等に向けた意見

(委員)

・今後も計画の充実に向けて提言等をさせていただきたいと考えている。

(委員)

・市町の状況はさまざまであり、県はその実情等をふまえて支援体制を構築していただきたい。

(委員)

・新制度は、待機児童の解消等を目的にしていると思うが、三重県では待機児童の解消だけではなく、少子化等への対応も検討していく必要がある。

(委員)

・各市町の量の見込み、確保方策は現時点での想定のものである。計画の進捗にあたっては、実態に即したものとしていただきたい。

(委員)

・計画に基づく施策の実施にあたっては、子どもの最善の利益を大切にしていきたい。

(委員)

・質の高い教育・保育の提供にあたっては、教育・保育の内容を向上させていく必要があり、従事する者の資質向上に向けて、今後も研修の機会をしっかりと確保していただきたい。

(委員)

・放課後児童クラブにおいては、新制度のもと、指導員が放課後児童支援員として位置付けられ、今後5年間で県が実施する研修を受講して認定を受ける必要がある。現場ではさまざまな不安があることから、研修の詳細についてできる限りはやく示していただきたい。

(委員)

・三重で子育てしたいと思わせるような県になってほしい。一人ひとりの個性に寄り添った施策を推進していただきたい。

(委員)

・保育士不足は深刻であり、重点的に取り組んでいく必要がある。  
・質の高い教育・保育に向けては、個性豊かな子どもたちと対峙していくには相当な資質が求められる。  
・児童虐待の防止については、教育・保育現場で通告義務が浸透していないように感じる。しっかりと周知していく必要がある。

(委員)

・就学前の教育・保育に従事する者の確保は喫緊の課題であり、県が率先して取組を進めていただきたい。

(委員)

・質の高い教育・保育の提供には、従事する方の処遇向上、安定雇用が欠かせないと考える。

(委員)

・働き方改革を進め、子どもを安心して産み育てることができる、女性が安心してキャリアアップを図ることができる環境を整備していく必要がある。  
・制度は整ってきたが、企業等の風土を変えていくことは難しい。意識改革を進めていかなければならない。

(委員)

・計画が子ども条例の基本理念をふまえて策定されていることは素晴らしいことである。実際の施策に落とし込んだ際に、その精神が従事する者に届くようにしていかなければならない。

(委員)

・教育・保育等の質が問われている。福祉、教育、企業、NPOなど、さまざまな主体が連携していかなければならない。

(委員)

・ひとり親家庭や貧困家庭など、子どもたちにとって選択の余地なく与えられてしまったハンディキャップがある中で、それぞれが尊重されるような施策を推進していただきたい。  
・病児保育の充実は必要であろうが、それよりもむしろ、子どもが病気の時くらいは保護者が仕事を休みしっかり家庭で養護できる職場環境づくりが重要である。

(委員)

・質の高い教育・保育を提供するには、従事者が子どもの特性等を正しく理解している必要があり、今後、研修内容を充実させていく必要がある。

(委員)

・病児保育を充実していただきたい。  
・保護者同士の横のつながりが希薄化してきていることから、今後は保護者支援に力点を置いていく必要がある。  
・教育・保育に従事する者は、特別な支援を必要としている子どもに気づくことができる能力を身に付けていく必要がある、研修の実施にあたっては、フィジカルアセスメント能力を高める研修を取り入れてほしい。

## 4 その他

(1) 認定こども園認可等部会について(資料7)

(2) 次年度開催予定について(資料8)

○質疑応答等

なし